

要 望 書

令和3年9月10日

大 分 県 市 長 会

大 分 県 市 長 会

大 分 市 長	佐 藤 樹一郎
別 府 市 長	長 野 恭 紘
中 津 市 長	奥 塚 正 典
日 田 市 長	原 田 啓 介
佐 伯 市 長	田 中 利 明
臼 杵 市 長	中 野 五 郎
津 久 見 市 長	川 野 幸 男
竹 田 市 長	土 居 昌 弘
豊 後 高 田 市 長	佐々木 敏 夫
杵 築 市 長	永 松 悟
宇 佐 市 長	是 永 修 治
豊 後 大 野 市 長	川 野 文 敏
由 布 市 長	相 馬 尊 重
国 東 市 長	三 河 明 史

要 望 書

以下のとおり要望いたします。

文化財の保護・保存・整備・活用に係る県補助金の拡充について

本県は豊かな自然に恵まれ、各地に先人たちが遺した文化遺産や代々受け継がれてきた伝統芸能など、貴重な文化財が数多く存在する。

こうした文化財は、長く培われた郷土の歴史や文化等を正しく理解するためにも必要不可欠な存在であり、先人たちの優れた生きざまを学びとることで、私たちの生活や将来の文化の向上・発展の基礎となるものである。

県下各自治体は、貴重な文化財の保護・保存・活用を図るために史跡等の公有化・整備活用、指定文化財の保存修理、埋蔵文化財の発掘調査等の充実のため最大限の努力を傾けているところである。

しかし、近年相次いでいる、自然災害による文化財の損傷への対応には、多くの時間と多額の費用を要しており、財政逼迫の状況下にある各自治体にとって、重い負担となっている。また、建設労務単価をはじめとする人件費等がこの 10 年余の間に大きく上昇したことを主因として、史跡整備や文化財建造物の保存修理等に係る事業費が高騰していることも、文化財保護行政の円滑な推進に多大な影響を及ぼしている。

こうした中、国は、文化財の保護等は国の責務であるとの理念から、国庫補助の確保及び補助率の維持を図っており、一部の事業ではコロナ禍に対応した補助率の積み増しも実施している。一方で、国庫補助事業に対する県費の随伴補助の補助率は、平成 16 年度以降 10%から 8%以内へと引き下げられ、さらに申請額に対しても減額される状況が多くなっている。また、県指定文化財を対象とする県補助金は、市町村が所有する文化財の保護事業等の場合には補助率が 1/3 と低いうえ、単年度あたりの上限額も 150 万円と低く据え置かれたままであり、文化財の保存活用等を進めようとする各自治体の費用負担は増大している。

このようなことから、地域の貴重な文化遺産を後世により良い形で保存していくためには、文化財保護事業における国庫補助事業に対する県の随伴補助や県指定文化財に対する保存事業に係る県費補助が重要であることから、補助金制度の維持を図るなかで、補助率の拡充及び上限額の引き上げを強く要望する。

要 望 書

以下のとおり要望いたします。

「集落営農構造改革対策事業」における支援策の拡充等について

大分県では、これまで育成された集落営農組織を核に「数(組織数)」から「質(経営力)へ」、「点(集落)」から「面(地域)」へ、をキーワードとした地域農業を守る構造改革を推進し、集落営農法人個々の体質強化を図るとともに集落営農法人を中心とした広域営農システムの実現、労働力不足の解消に向け、「集落営農構造改革対策事業」として、種々の支援策を講じている。

その中で、地域の状況を熟知した集落営農法人等が核となって、地域内の多様な担い手とのネットワークを構築し、担い手の効率的な営農及び担い手不在集落の対応や就農支援等、総合的に地域農業をサポートする「地域農業経営サポート機構」の設置・育成を進め、これまでに県内 14 市町に機構が設置されている。

県は、「地域農業経営サポート機構」における農業公社等の事業実施主体が、地域農業を総合的にサポートする組織を設立及び運営するために必要な経費として、年間 12,000 千円を上限に 3 年間を限度に補助することとしているが、農業後継者の確保・育成は個人としてよりも組織としての取り組み強化がより重要であり、短期間でその達成は困難なことから持続的な支援が必要である。

また、「連合モデル法人育成支援事業」では複数の集落営農組織が出資して設立された法人が、連合モデル法人設立時の初期活動を実施するのに必要な経費として、法人設立時の単年度 3,000 千円を限度に補助することとしているが、法人化には多大な経費と時間を要することから、補助限度額と期間の見直しが必要である。

さらに、「経営多角化機械施設整備事業」や「広域営農機械施設整備事業」では、集落営農法人等の事業実施主体が、経営の多角化や規模拡大に伴い、農業用機械施設を整備するのに必要な経費として、補助対象経費の 1/3 又は 1/4 を上限として補助することとしているが、経営規模の拡大等のためには機械の大型化・自動化が不可欠であり、補助対象経費と補助率の引き上げが必要である。

大分県農業非常事態宣言を発している状況の中、大分県農業の振興は急務であることから、「集落営農構造改革対策事業」の見直しを行い、現行の補助対象期間、補助限度額、補助率など更なる拡充を要望する。